

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十三号

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表林業技術センターの項中「三次市十日市町」を「三次市十日市東四丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。